資料１

川崎市一般廃棄物処理業の許可制度について

川崎市環境局生活環境部　廃棄物指導課

本資料で用いる法令等の省略形

- **「法」・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律**
- **「環境省令」・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則**
- **「条例」・・・川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例**
- **「規則」・・・川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則**
- **「細則」・・・川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則**

廃棄物の定義

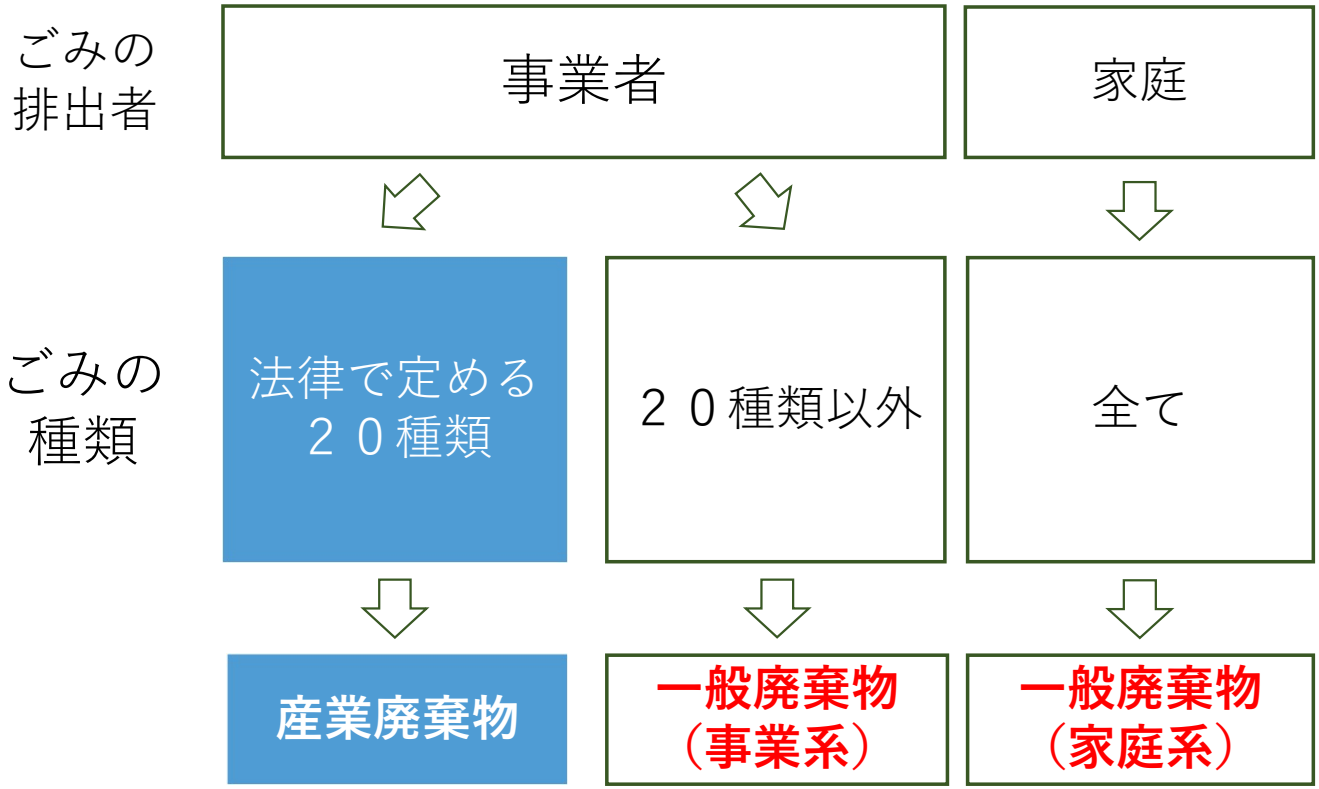
廃棄物：占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要となったもの。

ごみの排出者とその種類によって



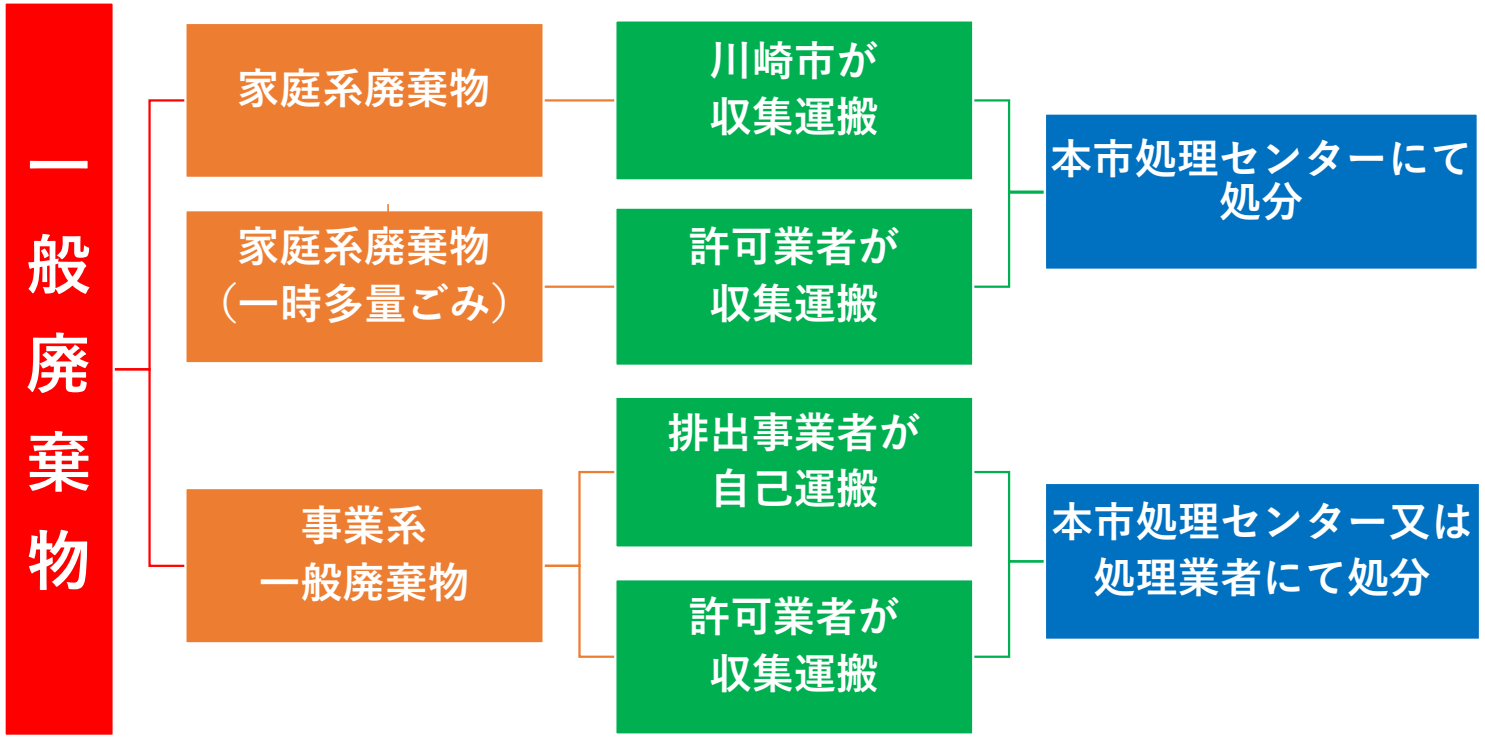
一般廃棄物　いずれかに区別　産業廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物



一般廃棄物処理の仕組み

自治体によって処理の仕組みは異なります。
川崎市の場合・・・



許可制度の概要

一般廃棄物処理業の許可は2種類あります。

・一般廃棄物収集運搬業(１２８社)(令和８年１１月時点)
事業系一般廃棄物を収集運搬することができる。
※一時多量ごみを取扱う場合、別途許可申請が必要となります。

・一般廃棄物処分業（２社）(令和８年１１月時点)
事業系一般廃棄物を処分することができる。

一般廃棄物処理業許可基準

一般廃棄物の処理を業として行うためには、
以下の基準を満たす必要があります。

- 市による一般廃棄物の処理が困難であること
- 市の一般廃棄物処理計画に適合すること
- 事業の用に供する施設が業を的確に、かつ継続して行うことができる
- 処理業を的確に、かつ継続して行うに足りる知識及び技能を有している
- 処理業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有している

（法第７条第５項第１号、第２号、第３号、環境省令第２条の２第１項第２号）

川崎市一般廃棄物処理業に係る審査基準

収集運搬業・処分業

・欠格要件に該当しないこと
・対象者が本講習会を受講していること

収集運搬業

・運搬車を２車以上保有すること
・原則、市内に事務所又は営業所を有するもの
・業務に従事する者は３人以上
・常に連絡が取れるための人員を配置すること

処分業

・再資源化施設等又は減量化・減容化施設を有すること
・原則として、移動式の施設でないこと

川崎市一般廃棄物処理業に係る行政指導指針

積替え保管施設及び処分施設

・原則として工業専用地域、工業地域又は準工業地域
・学校、児童福祉施設、医療施設、福祉施設等との間に十分な距離が保たれていること

収集運搬車

・運搬車は自己所有又は使用者名義を有するもの
・１車以上を市内駐車場に駐車させること
・川崎陸運事務所の管轄とする
・一般廃棄物収集運搬専用車とし、他の目的と混用しないこと
・色はライトグリーンとする
・1台当たり平均月２０ｔ以上の収集量を確保すること
・左右のドア、後部、左右の荷箱に適切な表示をする
・一時多量ごみを取扱う場合、荷箱の高さ1.28m以上

一般廃棄物を他都市へ搬入できる場合

一般廃棄物は、自区内（川崎市内）処理が原則

しかし、次のような場合には、**他都市の承認**を得たうえで、一般廃棄物を他都市へ運搬することができます。

（例）排出者が、事業系一般廃棄物（厨芥等）のリサイクル（堆肥化・メタン化等）をしたいが、川崎市内には処理をする施設がない場合

↓

他都市で一般廃棄物処分業の許可を取得している事業所、または、他都市が再生利用施設として認定している事業所へ、処理を委託したい

→ **この場合、通常とは異なる手続きが必要になります。**

許可申請について

一般廃棄物処理業の許可申請は3種類あります。

①**新規許可申請**…新たに業を行うために必要
許可の有効期限は**2年間**

川崎市では現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、
令和8年10月1日から新たな許可は行っていません。
ただし、次の場合はこの限りではありません。

1　食品循環資源の再生利用等、市の指定処理施設以外で再生利用を目的とした処理を行うことが適正であると認められた一般廃棄物のみを取り扱う場合
2　実験動物の死体等、市の指定処理施設以外で処理を行うことが必要と認められた一般廃棄物のみを取り扱う場合
3　社会情勢の変化（排出量の増加、許可業者の減少）等により、既存の許可業者では適正処理が困難となった場合

許可申請について

一般廃棄物処理業の許可申請は3種類あります。

②更新許可申請…許可の有効期間を過ぎた後も
引き続き業を行うために必要
有効期限が2年間延長

③変更許可申請…業の範囲を変更するために必要
一時多量ごみの申請は変更許可に該当します

※一時多量ごみを扱うためには、一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上継続して有し、本市処理施設への搬入実績があることなど、条件があります。

変更届について

次の項目に変更があった場合は、変更があった日から
１０日以内に変更届を提出しなければなりません。

・個人の氏名又は法人の名称
・役員、政令使用人、法定代理人
・運搬車両や駐車施設等の事業の用に供する
　主要な施設、施設の設置場所
・事務所及び事業場の所在地
　（法第７条の２第３項、細則第６条、第７条）

※登記事項証明書に係る変更の場合、**３０日以内**に変更届を提出してください。
※許可証に**記載されている内容**に変更が生じた場合は、許可証の**書換え**を伴います。

立入検査について

法の遵守状況の確認及び、適正処理指導を行うために、立入検査を実施しております。

・立入検査の実施は法第１９条に規定されています。
・拒否した場合は**事業停止等の行政処分及び罰則規定**（法第３０条）があります。
・主な確認事項
帳簿／委託契約書／管理票（Ｃ票の保管）／車両／施設

帳簿の記載事項と保存

以下の要件を遵守する必要があります。

・事業場内に備え付けている。
・収集運搬業の場合：収集又は運搬年月日／収集区域又は受入先ごとの量／運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
　処分業の場合：受入又は処分年月日／受け入れた場合には、受入先ごとの量／処分した場合には、処分方法ごとの処分量／処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
　が記載されている。
・前月中における事項について毎月末までに記載を終了する。
・帳簿を１年ごとに閉鎖し、**５年間事業場ごと**に保存する。
（法第７条１５、１６項、省令第２条の５）

実績報告書について

・集められたデータは多量・準多量排出事業者の認定に使われています。
排出事業者の住所を間違えると、**認定通知が正確に届きません**ので、記入は正確にお願いします。

・毎年事業系ごみの資源化率等が算出され、川崎市一般廃棄物処理基本計画に反映されます。
データ作成に支障が生じますので、**報告書を正確に作成し、毎月欠かさず提出していただくようお願いいたします。**

実績報告書

前々月分の一般廃棄物処理実績報告書を
毎月１０日までにご提出ください。
例えば、１０月分の実績報告書は１２月１０日までにご提出ください。

・実績がない場合も「実績なし」の報告が必要です。
・実績の入力は正確にお願いします。
・すでに契約のない業者の記入は不要です。
（法第１８条、細則第１２条）

実績報告書

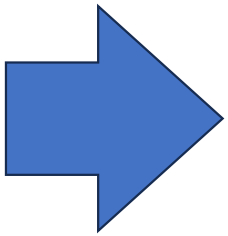
今後、一般廃棄物収集運搬業実績報告書について、**Excel**形式のデータを**メール**にて提出いただくようお願いいたします。

提出ファイル

・Excel　・Word
・PDF　・紙

提出方法

・メール
・FAX
・郵送



・Excel
（csv）

・メール

実績報告書

・提出先メールアドレスは　30haiki1@city.kawasaki.jp
（30haikiの後に数字の１が入ります。）

・**ファイル名とメール件名に、許可番号・名称・何月分かを明記してください。**
（例）００００一般廃棄物実績報告書（１０月分）
株式会社川崎.xls

・実績のない月については、上記メール件名のまま、**添付ファイルを付けずに**メールを送信してください。その際は、**メール本文に「〇月分の実績はありません。」**と記載のうえ、提出をお願いいたします。

実績報告書

・報告書の提出様式に列を加える等の**加工をしないでください。**

・**該当月の実績のみ**、**シートを１枚**にして送付してください。

・排出量が**500kg/月以下の事業者**は、各区別に合算し、排出事業者名に、「〇〇区内事業者(〇件)」と記入。住所は無記入。

廃棄物管理票

廃棄物管理票の使用義務がある排出事業者は**多量排出事業者（日量平均１００kg以上又は月量平均３ｔ以上）だけです。**

・指定処理施設の受付印がある廃棄物管理票（Ｃ票）を保管している。
・その廃棄物管理票を搬入した日から５年間保存している。
（条例第２７条の２、規則第１３条の２～１０）

罰則（法第２５条～３２条）

次の違反行為を行った場合、５年以下の懲役もしくは１０００万円以下の罰金又はこの併科が科されます。（法２５条）

- **無許可営業…無許可による廃棄物の収集運搬・処分**
- **無許可変更…無許可による廃棄物処理業の事業の範囲の変更**
- **事業停止命令違反…法又は法に基づく処分に違反した廃棄物処理業者の事業停止命令違反**
- **名義貸しの禁止違反…廃棄物処理業にかかる名義貸しの禁止違反等**

廃棄物処理法違反の事例

・産業廃棄物収集運搬業の許可を持っていない許可業者が、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物を収集運搬した。

→ **無許可営業に該当（一般廃棄物の許可のみでは産業廃棄物を収集運搬できません）**

・一般廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管なし）を持っている事業者が、一般廃棄物を自社に持ち帰り、２～3日保管をしてから処分場へ運搬した。

→ **無許可変更に該当**

一般廃棄物処理業の手引の配布について（お知らせ）

ペーパーレスの観点により、紙での配布は行わず、各自HPからダウンロードして使用していただく方針です。ご理解とご協力をお願いします。

URL〈https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000062414.html〉



拡大

